

太地町トンネル長寿命化修繕計画

令和 7 年 1 0 月

太地町 産業建設課

1. 長寿命化修繕課計画策定の背景と目的

太地町が管理するトンネルは、現在 9 本あり、令和 7 年 4 月現在建設後 50 年を超えるトンネルは 2 本で、全体の 20%を占めています。30 年後にはこの割合が 60%を超え、急速に老朽化が進行する傾向にあります。

設置から相当年数が経過した道路施設は、老朽化や劣化が進行していることから、適切な時期に、点検、診断を行い、それに基づいた維持修理が必要です。

2. 長寿命化修繕計画に関する基本的な方針

トンネルは一般に地形の制約を受ける箇所にある場合が多く、再構築することが困難であることから、老朽化による更新は考慮しないこととします。

点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確立し、トンネル本体及び附属物などの施設の特性に応じた管理マネジメントにより、予算の平準化と施設の長寿命化を図り、施設のトータルコストの縮減を実現します。

3. 長寿命化修繕計画対象のトンネル

諸元		全景写真
トンネル名	わしノ巣崎2号隧道	
路線名	わしノ巣崎線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	5.50	
幅員(m)	1.60	
供用年数	1973	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	たかばべ1号隧道	
路線名	たかばべ線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	5.80	
幅員(m)	1.80	
供用年数	1973	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	たかばべ2号隧道	
路線名	たかばべ線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	55.00	
幅員(m)	1.70	
供用年数	1973	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	向島隧道	
路線名	向島海岸線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	17.60	
幅員(m)	1.60	
供用年数	1967	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	大東隧道	
路線名	石門1号線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	6.00	
幅員(m)	2.30	
供用年数	1940	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	太地隧道	
路線名	本浦燈明崎1号線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	126.00	
幅員(m)	12.00	
供用年数	2001	
トンネル形式	陸上トンネルNATM工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
付属物の取付状態	×	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	鯨浜隧道	
路線名	常渡線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	100.00	
幅員(m)	8.40	
供用年数	1971	
トンネル形式	陸上トンネルNATM工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
付属物の取付状態	○	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	森浦トンネル	
路線名	山中2号線	
所在地	太地町大字森浦	
トンネル延長(m)	461.00	
幅員(m)	11.00	
供用年数	2014	
トンネル形式	陸上トンネルNATM工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
付属物の取付状態	○	
次回点検年度	令和8年度	

諸元		全景写真
トンネル名	わしノ巣崎1号隧道	
路線名	わしノ巣崎線	
所在地	太地町大字太地	
トンネル延長(m)	7.50	
幅員(m)	1.60	
供用年数	1973	
トンネル形式	陸上トンネル掘進工法	
点検年度	令和3年度	
判定区分	Ⅱ	
次回点検年度	令和8年度	

4. 計画期間

点検から診断、措置、記録を1サイクルとした5箇年を計画とし、今回計画は、令和3年度から令和8年度までの期間とします。

なお、本計画は、定期点検等の結果により必要に応じて随時計画を見直すことで実態に即した計画に更新していきます。

5. 個別施設の老朽化の状況

- ・管理施設数

太地町が管理しているトンネルは、令和7年4月現在、9トンネルです。

- ・健全性の判定区分の割合

1巡目（H28）の定期点検結果では、健全性Ⅱが9トンネル、2巡目（R3）の点検結果でも健全性Ⅱが9トンネルと令和3年度末時点では、早期に措置すべき状態のトンネルはなしのため、監視の対策とします。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高く、緊急に措置すべき状態

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全性のほか、緊急輸送道路の有無、交通量、トンネル延長などを考慮し順位付けします。

7. 新技術等の活用に関する短期的な数値目標

令和8年度までに、管理する9トンネル全てについて、点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約1割のトンネルで事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とします。

また、新技術等を活用した点検を実施することで、費用を約2百万縮減することを目標とします。

8. 新技術等の活動方針

管理する全てのトンネルについて、点検や修繕に際して新技術等の活用を検討するとともに、費用の縮減や事業の効率化が見込まれる新技術等を、今後の点検で全体のトンネルで使用することを目的とします。

9. 費用の縮減に関する具体的な方針

損傷が顕著化した後に補修を行う従来の事後保全型の維持管理から、顕著化する前に計画的に補修を予防保全型の維持管理に移行し、ライフサイクルコストの縮減や修繕時期の平準化を図ります。

集約化・撤去対象の検討を行った結果、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことが困難である。

周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。個別施設の結果については別添に示すとおりである。

10. 対象トンネル諸元表

施設名	路線名	建設年度	延長(m)	所在地	管理	点検実施年度	判定区分	次回点検年度	対策内容	概算修繕費	修繕着手 予定年度	修繕完了 予定年度
わしノ巣崎1号隧道	わしノ巣崎線	1973	7.5	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
わしノ巣崎2号隧道	わしノ巣崎線	1973	5.5	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
たかばべ1号隧道	たかばべ線	1973	5.8	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
たかばべ2号隧道	たかばべ線	1973	55	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
向島隧道	向島海岸線	1967	17.6	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
大東隧道	大東線	1940	6	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
大地隧道	大地線	2001	126	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
鯨浜隧道	常渡線	1971	100	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-
森浦トンネル	山中2号線	2014	461	太地町	太地町	令和3年度	Ⅱ	令和8年度	-	-	-	-

別添

・わしの巣崎 1 号隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は海岸沿いに位置し越波等の影響を受けると迂回路がない路線であるため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

・わしの巣崎 2 号隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は海岸沿いに位置し越波等の影響を受けると迂回路がない路線であるため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

・たかばべ 1 号隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は海岸沿いに位置し越波等の影響を受けると迂回路がない路線であるため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

・たかばべ 2 号隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は海岸沿いに位置し越波等の影響を受けると迂回路がない路線であるため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

・向島隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は海岸沿いに位置し越波等の影響を受けると迂回路がない路線であるため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

- ・大東隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は日本遺産構成文化財のため社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

- ・太地隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は町道における1級重要路線であること、隣接する迂回路を通行した場合、約1km（所要時間5分）を迂回することとなり、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

- ・鯨浜隧道

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は町道における1級重要路線であること、隣接する迂回路を通行した場合、約1km（所要時間5分）を迂回することとなり、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

- ・森浦トンネル

当該施設において集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は町道における1級重要路線であること、隣接する迂回路を通行した場合、約2km（所要時間10分）を迂回することとなり、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去をおこなうことが困難である。

周囲の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。